

知的財産の創造・活用促進及び保護強化に関する意見

大阪商工会議所

我が国における現下の最大のテーマは、新規需要の喚起と産業競争力の強化であり、あらゆる政策のベクトルを成長産業の振興に明確に合わせることが肝要である。その要となるのが特許をはじめとする知的財産であり、今や国や企業の富を左右する主戦場となりつつある。

こうした中、政府においても「知的財産立国」の実現を掲げ、制度改革に着手されたところであるが、今後の展開においては、経済の担い手たる企業における知的財産の創造・活用を活発化させ、日本国内が研究開発や新産業立地の場として比較優位を堅持できるような環境整備を図るべきである。

かかる観点から、知的財産戦略の策定・実施に際しては、次の諸点について格別の配慮を払われるよう、強く要望する。

記

1. 企業における知的財産創造・活用の促進

(1) 特許法第35条（職務発明規定）の改正

企業における知的財産の創造・活用を促すには、従業員の職務発明により生じた特許を受ける権利等を従来どおり企業に認め、産業利用の利便性を確保するとともに、発明に対する報酬など従業員の処遇については、「相当の対価」支払規定を廃止し、企業が従業員と予め契約や勤務規則などで自由に設定できるよう特許法第35条を改正すべきである。

(2) 中小・ベンチャー企業に対する海外特許申請費用に係る補助制度の創設

我が国産業の国際競争力を維持・強化するためには、その大部分を占める中小企業やベンチャー企業においても積極的に海外特許を取得することが重要であるが、高額な特許申請費用が大きな負担となっている。そこで、中小・ベンチャー企業の海外への特許申請費用の補助制度を創設されたい。

(3) 事業の将来性に着目した中小企業向け融資・保証制度の拡充

中小企業においては、有望な事業シーズとなる知的財産を創造した場合でも、土地など従来型担保の提供に限界があるため満足な資金調達ができず事業化を断念することとも考えられる。そこで、政府系中小企業金融機関が率先して、事業の将来性や経営者の資質、あるいは知的財産を担保にした融資・保証制度を拡充されたい。

2．産官学連携の強化

(1) TLO（技術移転機関）の機能の抜本的強化

現在の我が国のTLOの一部には知的財産に関する専門知識や実務能力を有するスタッフが乏しく、知的財産を有効に産業利用することが難しいケースもみられる。そのため、TLOに対するアドバイザー派遣制度の充実をはじめ、全てのTLOが早急に高度な専門機関としての機能を完備するよう努められたい。

(2) 日本版バイ・ドール制度の適用拡大

国・特殊法人等からの委託研究の成果たる知的財産を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度は、現在一部の省庁が適用しているに過ぎないことから、早急に全ての国・特殊法人等の委託研究に適用すべきである。

(3) 大学等における発明の機関帰属化

現在、大学等における発明は、研究者本人に帰属されることが多いが、知的財産の産業利用を一層促進するため、TLO機能の完備を前提に、大学等における研究から生み出された知的財産は全て大学やTLOに帰属させるべきである。

(4) TLO（技術移転機関）の保有する先端分野特許の海外出願の促進

ゲノム創薬など先端分野で有望な技術が開発された場合、当該技術に関する特許権のみならず、周辺特許や防衛特許なども含め広範かつ世界的に権利を確保することが商品化の条件となる。しかしながら、海外出願に係る費用は高額なため、TLO単独では対応が困難なケースもみられ、国益を大きく損なうこととなりかねない。そこで、先端分野の海外特許取得を促進するため、TLOに対する出願費用の補助制度を創設されたい。

3．特許審査・紛争解決の充実・迅速化

(1) 特許審査官の増員や先行技術調査の外部委託拡大による特許審査期間の短縮

特許の的確かつ迅速な審査を促進するため、特許審査官の増員を図るほか、現在既に行われている(財)工業所有権協力センターへの先行技術調査委託をさらに拡大されたい。なお、特許審査請求件数を抑制するため、審査請求料引き上げの動きがあるが、一律的大幅引き上げには賛成できない。既に、多くの企業は審査請求を行う発明を厳選しており、我が国企業の知的財産戦略に支障を来たさないよう配慮すべきである。

(2) 知的財産関係紛争を迅速かつ正確に処理するための「知的財産裁判制度」の構築

知的財産関係紛争の解決を図る際、現状では裁判制度と審判制度とが並存しているため、当事者の事務負担が重く、かつ短期的解決を妨げている。そこで、紛争の迅速かつ正確な処理のため、司法当局と行政当局は、情報の共有化も含め、密接な連携を図り、紛争を一回的に解決する「知的財産裁判制度」を早急に構築されたい。

(3) 各地裁判所での知的財産関連訴訟の処理体制の充実

今後予想される知的財産関連訴訟の増加に対応するため、全国各地の地方裁判所・高等裁判所での処理体制を整備すべきである。なお、判決の一貫性・予見性を確保するとの見地から、知的財産関連訴訟の控訴審を東京高等裁判所のみの専属管轄とする動きには反対である。仮に東京高等裁判所に集中させた場合も、裁判官の独立性の観点から所期の目的を達成できないばかりか、国内各地域で活動を行う企業・国民の利便性を著しく阻害することが懸念される。知的財産関連訴訟は、特許等の権利自体の有効性を争う審決取消訴訟とは異なり、既に確立された財産権の侵害訴訟であり、民事訴訟の原則に則り処理されるべきと考える。当面は少なくとも、既に知的財産関連訴訟の集中部が設置されている大阪高等裁判所には、引き続き管轄を認められたい。

4 . 知的財産の保護

(1) 裁判における営業秘密の適切な保護

営業秘密の流出に関する訴訟に際し、裁判の公開原則によりその内容が公となることから、かえって権利者の利益が損なわれる恐れが強い。このため適切な対応を取れない場合がみられるので、裁判において営業秘密が適切に保護されるよう対策を講じられたい。

(2) 金型図面などの第三者への意図せざる流出の防止

金型図面が金型製造業者の同意のないまま海外の製造委託に供されるケースがみられるが、これを放置すると我が国製造業の根幹をなす金型製造技術が空洞化する恐れがある。そこで、金型図面自体が知的財産であるとの周知・啓蒙を図るとともに、委託業者に対し弱い立場にある金型製造業者の保護の観点から、金型図面の取り扱いについて適正な契約がなされるよう監視・指導すべきである。

(3) ライセンサー破綻の場合のライセンシーの権利保護

我が国の倒産法制においては、ライセンサーの破綻時に、破産管財人がライセンス契約を解除することが可能となっており、ライセンシーが極めて不安定な立場に置かれている。そこで、第三者対抗要件が存在するライセンス契約については破産管財人の解除権に対抗できるよう破産法を見直すとともに、著作権のように対抗要件制度が存在しないものについても、ライセンシーの権利保護を図る方策を検討されたい。なお、対抗要件制度は、ライセンス契約の事実をもってライセンシーの地位を確保できるような簡便な制度とすることが望ましい。

(4) コピー薬の容認範囲限定

現在、世界貿易機関において、一定条件のもと、エイズ治療薬等のコピー薬取り引きを容認するとの検討がなされているが、研究開発の成果たる特許を保護する観点から、対象薬・対象国を人道支援に厳格に限定すべきである。

5．ビジネスモデル特許やバイオ関連特許など新分野における知的財産の創造・活用促進

(1) 不当な独占行為の防止

ビジネスモデル特許やバイオ関連特許など新分野の特許は、先行技術の蓄積が少ないため、広範囲な権利や代替性のない権利を有する特許が成立する可能性が高い。こうした特許について、ライセンス拒絶や、リーチスルー・ライセンス契約をはじめとした不当な契約が行われた場合には、研究開発のインセンティブを阻害し、関連産業全体にとって損失となりかねない。こうした分野の特許については、不当なライセンス行為やライセンス拒絶を独占禁止法で厳正に取り締まるべきである。

(2) グレースピリオド（発明公表後の出願猶予期間）の延長

大学研究者等は、特許の取得より学会・論文等での発表を優先する場合が多いため、我が国では公表後6ヶ月のグレースピリオド（発明公表後の出願猶予期間）が設けられている。しかし、創薬などの分野では、臨床データの蓄積などに時間を要するため、6ヶ月の猶予期間内に出願するのが困難なケースもあることから、現在のグレースピリオドを米国並みの12ヶ月に延長されたい。

6．海外における模倣品対策の強化促進

(1) アジアの一部の国（とりわけ中国）における知的財産関係法制の整備要請

アジアの一部の国において、我が国企業の模倣品が氾濫し深刻な被害を受けている。そこで、各国政府に対し、様々な機会を通じて模倣品対策の強化を要請すべきである。とりわけ我が国の被害が大きい中国に対しては、外国企業の持つ著名な商標に対する「著名商標権」の実質的な適用を強く求めるとともに、現在無審査で登録される意匠を有審査登録制度に改善するよう働きかけられたい。

(2) 特許侵害品の輸入差し止め申立制度の創設による特許侵害商品の輸入阻止

アジア各国から、我が国企業の特許を侵害した模倣品の流入急増が危惧されている。そこで、特許侵害商品の輸入を水際で防止するため、企業が輸入差し止めを申し立てると税関を通じて特許庁が侵害の有無を迅速に判断する「特許侵害品の輸入差し止め申立制度」を早急に導入されたい。

7．税制面での優遇措置

知的財産の流通促進のため、知的財産を譲渡する際の所得課税を軽減するとともに、知的財産の取得費用の一定割合を税額控除または特別償却できる制度を創設されたい。

8．世界特許システムの実現に向けた取り組みの推進

特許を複数国にまたがって出願する際の、手続きの簡素化やコスト低減のため、特許に関する各国制度の調和が望まれている。既に、各国当局との間で人材交流や、世界的な枠組みでの議論など地道な取り組みがなされているところであるが、こうした動きをさらに進め、近い将来、各国間の先行技術調査の相互認証や、先願主義への統一に向け努力されたい。

以 上